

受験資格等 Q&A

- (1) 受験地に関すること Q1 ~ Q2
- (2) 資格等の基準に関すること Q3 ~ Q5
- (3) 実務経験に関すること Q6 ~ Q12
- (4) 提出書類に関すること Q13 ~ Q22
- (5) その他 Q23 ~ Q24

(1) 受験地に関すること Q1 ~ Q2

Q1 私は、受験資格に該当する特別養護老人ホームの生活相談員として、福岡県内の施設で5年間かつ900日以上勤務しています。受験申込日現在、大分県在住ですが、受験地はどちらになりますか。

A1 受験地は、受験申込日現在、受験資格に該当する業務の勤務地によって決まります。
受験地が大分県となるのは、受験申込日現在、(1)大分県内で受験資格に該当する業務に従事している場合、もしくは、(2)受験資格に該当する業務に従事していないが大分県在住の場合です。設問の場合は、福岡県内で受験資格に該当する業務に従事しているため、受験地は福岡県となります。

Q2 私は、看護師として、大分県内にある派遣会社に登録し、福岡県内の病院に派遣され勤務しています。受験地はどちらになりますか。

A2 受験資格に該当する業務を福岡県内で行っているため、受験地は福岡県となります。

(2) 資格等の基準に関すること Q3 ~ Q5

Q3 私は、保健師の資格を持ち、市役所の介護保険課の非常勤職員として、介護保険の認定調査員を専任で行っています。受験資格に該当しますか。

A3 認定調査業務は、要援護者に対する直接的な対人援助ではないため、受験資格に該当しません。

Q4 私は、介護福祉士の資格を持ち、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)で介護業務に5年以上かつ900日以上従事していますが、受験資格に該当しますか。

A4 介護福祉士の資格に基づく直接的な対人援助業務であり、当該資格の登録日以降、実務経験期間が5年以上かつ当該業務に従事した日数が900日以上あれば受験資格に該当します。

Q5 私は、社会福祉主事任用資格を持ち、デイサービスで生活相談員として相談援助業務に従事しています。受験資格に該当しますか。

A5 社会福祉主事任用資格で受験することができるのは、「受験案内」の15頁にある相談援助業務に該当する場合です。デイサービスは対象業務に含まれていないため、受験資格には該当しません。社会福祉士の資格を持ち、デイサービスで生活相談員として勤務している場合は、受験資格対象業務となります。

(3)実務経験に関すること Q6 ~ Q12

Q6 私は、看護師として4月1日に病院に採用され勤務していますが、看護師免許証に記載された免許登録日は4月28日となっています。実務経験期間は、いつから算入できますか。

A6 免許登録日前の期間は算入できません。実務経験として算入できるのは4月28日からとなります。なお、登録日以前から准看講師の資格を持って看護業務を行っている場合については、看護師の免許証(写し)と合わせて准看講師の免許証(写し)を提出していただくことで、期間算入ができます。※受験資格に該当する国家資格等に基づく業務は、全て資格の登録年月日以降からの期間算入となります。

Q7 私は、看護師として5年間、病院で看護業務を行ってきましたが、その間に1年間育児休業を取得しました。この期間の取り扱いはどうなりますか。

A7 育児休業、病気休業、介護休業等の休職期間については、実務経験期間に算入されません。ただし、産前産後休暇(業)は実務経験期間に算入されます。

Q8 私は、栄養士の免許を持ち、民間企業の社員食堂で献立作成や調理をしています。この場合、実務経験期間に算入できますか。

A8 栄養士の業務は、栄養指導に従事する者とされています(栄養士法第1条)。献立作成やメニュー開発、調理業務、食器衛生管理は要援護者に対する直接的な対人援助業務でないため、受験に必要な実務経験として認められません。

Q9 私は、栄養士の免許を持ち、派遣会社から栄養士として病院に派遣され勤務しています。この場合、実務経験期間に算入できますか。

A9 栄養士の業務は、栄養指導に従事する者とされています(栄養士法第1条)。よって、派遣会社と病院との派遣委託契約において、その契約した業務内容に患者等への栄養指導・栄養管理等が含まれていることを確認できる場合は、実務経験期間に算入することができます。ただし、この場合は、実務経験証明書の他に、派遣先での業務が、栄養指導・栄養管理を含む国家資格に基づく直接的な対人援助業務であることが確認できる書類(委託契約書の写し等)の添付が必要です。

Q10 私は、介護福祉士の資格を持ち訪問介護事業所で登録ヘルパーとして勤務しています。業務は生活援助ですが、現場では必要によって身体介護も行っています。この場合、実務経験期間として算入できますか。

A10 実務経験期間として算入できるのは、業務報告書などの客観的な資料により身体介護が業務として証明される場合に限られます。

Q11 私は、介護職員初任者研修課程(旧訪問介護員に関する2級課程)を修了しており、病院で看護補助(介護)業務に5年従事しており、昨年、介護福祉士の資格を取得しました。介護福祉士登録日より前の実務経験は実務経験期間に算入できますか。

A11 実務経験期間は、介護福祉士の登録日以降、当該資格に係る業務に従事した期間を算入することになりますので、介護福祉士登録日より前の実務経験は実務経験期間に算入できません。

Q12 私は、申込時点では実務経験期間日数が不足しているのですが、いつまでの実務経験を算入することができますか。

A12 受験に必要な実務経験期間は試験日の前日まで算入可能です。申込みの時点では、「実務経験証明書」(見込みによる証明)を提出し、必要な実務経験期間を満たした時点で、速やかに「実務経験証明書」(確定した証明)を提出してください。提出期限までに書類の提出がなかった場合は、受験資格を満たさなかったものとして、受験は無効になりますので、ご注意ください。

(4)提出書類に関すること Q13 ～Q22

Q13 受験申込みにあたり、これまでの実務経験すべてを申告する必要はありますか。

A13 受験資格を満たす範囲で実務経験証明書を提出いただければ、すべての実務経験を申告する必要はありません。

Q14 勤務していた事業所(法人)が廃業しており、実務経験証明書を発行してもらえない場合は、どうすればよいのですか。

A14 施設、事業所等の廃業及び統廃合等により、実務経験証明書の発行が困難な場合については、給与明細書、雇用契約書、受験年度以前に作成された実務経験証明書等を提出していただければ、実務経験期間として算入可能かどうか確認します。詳しくは、大分県社会福祉介護研修センターケアマネ試験事務局までお問い合わせください。

Q15 私は個人で鍼灸院を営んでいます。実務経験証明書の証明はどうすればよいですか。

A15 個人開業のように、証明者と受験申込者が同一の場合には、本人が発行する実務経験証明書とあわせて、開業許可証、認可書、届出書、保健医療機関等の指定書、業務委託契約書、定期的な報告書、業務日誌等の業務の存在を確認できる書類の写しを添付してください。

Q16 私は、社会福祉士と介護福祉士の資格を持っており、特別養護老人ホームで介護業務に3年間従事したあと、異動により生活相談員として相談援助業務に2年間従事しました。勤務先は同じですが、実務経験証明書は2枚必要ですか。

A16 同一施設・事業所内で職種変更があった場合は、実務経験証明書の業務内容欄に、職種名・その職種における従事期間・従事日数・職務内容が詳細に記載されていれば、1枚の実務経験証明書でかまいません。また、職種名、業務区分も両方記入してください。ただし、同一法人内であっても、複数の施設・事業所等を異動している場合は、お手数ですが、それぞれの施設・事業所ごとに実務経験証明書を作成してください。

Q17 私は、資格取得後に姓が変わったため、受験申込書と免許証に記載された姓が異なります。どうしたらよいですか。

A17 受験申込書と各種提出書類の姓が異なっている場合には、その経緯がわかる戸籍抄本(原本・3か月以内発行のもの)を添付してください。

Q18 看護師の合格通知があるので、これを免許証に代えて提出してもよいですか。

A18 看護師免許は、「看護師籍」に登録された時点で資格を取得したことになりますので、合格通知では認められません。登録後の免許証の写しを提出してください。なお、免許証に裏面記載がある場合には、裏面の写しも併せて提出してください。他の国家資格等も同様です。

Q19 私は、3年前(平成28年)に実務経験証明書を提出し、資格審査を通過して、大分県介護支援専門員実務研修受講試験を受験しました。今年度、実務経験証明書の提出を省略して受験をすることができますか。

A19 平成27年2月12日付老発0212第2号により受験要件の見直しが行われ、3年間の経過措置が平成29年度で終了しました。平成30年度以降は改めて受験資格の確認を行うため、平成29年度以前に実務経験証明書を提出し受験票の交付を受けていても、改めて実務経験証明書を提出してください。
ただし、昨年(平成30年度)、受験票の交付を受けた方(試験当日欠席者を含む。ただし、無効者は除く)は、実務経験証明書の提出を省略できます。(省略受験)

Q20 私は、省略受験で受験申込みをしようと思いますが、提出書類は「受験申込書」だけでよいですか。

A20 省略受験で受験申込みをする際に提出を省略できる書類は、「実務経験証明書」のみです。省略受験をする場合でも、「受験申込書」とともに、国家資格等の免許証(写し)等の必要書類は提出してください。

Q21 私は、昨年度他県で受験しましたが、現在大分県で勤務しているため、今年度の受験地は大分県となります。昨年度の不合格通知の添付で大分県において省略受験をすることはできますか。

A21 他県で受験した際の不合格通知では、大分県で省略受験をすることはできません。必ず、実務経験証明書をはじめ必要な書類を提出してください。

Q22 介護福祉士の登録証を紛失し、現在再発行申請中のため、受験申込みまでに間に合いません。どうしたらよいですか。

A22 再発行の手続きを行ったことがわかる証明書を提出してください。例えば、再発行申請書の写しや、発行元が再発行申請書を受け取ったことを証する書類(受理証等)の写しです。
なお、試験は『見込み』での受験になりますので、登録証が届きましたら、速やかにその写しを提出してください。提出期限までに書類の提出がなかった場合は、受験資格を満たさなかったものとして、受験は無効になりますのでご注意ください。
(令和元年度の提出期限は、令和元年10月25日(金)※当日消印有効です。)

(5)その他 Q23 ~Q24

Q23 受験申込後、婚姻により姓及び住所が変更になりました。届出は必要ですか。

A23 受験申込後に氏名、住所等の変更が生じた場合は、その内容がわかるよう書面(任意の様式で可)で連絡してください。
また、氏名変更の場合は戸籍抄本、住所変更の場合は住民票(発行日から3か月以内の原本)を併せて提出してください。

Q24 受験申込後、受験資格を満たしていないことが判明しました。受験手数料は返還してもらえますか。

A24 受験手数料は、返金に要する費用を差し引いた上で、試験終了後に返金します。